

平成26年度短期外国出張者報告書簡

氏名	所属庁・官職	出張先
益田淨子	裁判所職員総合研修所 教官	米国

提出書面

平成27年5月28日付け報告書簡

キーワード欄

- ・司法面接
- ・専門家の養成
- ・ケアズノースウェスト（CARES Northwest）訪問
- ・オレゴン州クラカマス郡レゾリューションサービス訪問
- ・オレゴン州マルトノマ郡ファミリーコートサービス訪問
- ・カリフォルニア州サンマテオ郡ファミリーコートサービス訪問
- ・カリフォルニア州アラメダ郡ファミリーコートサービス訪問
- ・スタンフォード大学ビングナーサリースクール訪問

平成27年5月28日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

裁判所職員総合研修所教官 益田 淩子

一般職外国司法事情研究における調査結果について（報告）

第1 調査の概要

私は、平成27年3月22日から同年4月4までの間、米国（オレゴン州及びカリフォルニア州）に出張した。研究テーマは「心理学に関する最新の知見を得るとともに、専門家養成の在り方について学ぶ」であり、オレゴン州ポートランドの、被虐待児童に対して司法面接等を実施する専門的施設「ケアズ・ノースウェスト（CARES Northwest）」（以下「ケアズ」という。）の訪問、オレゴン州及びカリフォルニア州内で家事調停手続を担う機関の訪問、専門家に対するインタビュー等を行った。その概要は、次のとおりである。

第2 ケアズ訪問（3月24日から同月26日まで）

1 はじめに

ケアズでは、司法面接に関する最新の実情等を学びたいという私のリクエストに応じて、3日間の研修プログラムが組まれた。その間、6件もの実際の司法面接及び同面接を含む一連の手続を観察したほか、観察結果を踏まえた意見交換や、ピアレビュー（peer review、専門家同士によるケース検討会のようなもの。詳細は後述する。）の見学等を行った。

私は、この3日間の訪問を通じて、おそらく文献学習¹だけでは把握しづらい司

¹ ケアズについては、ウェンディ・ボーグほか著、藤川洋子・小澤真嗣監訳（2003）「子どもの面接ガイドブック」日本評論社や、「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」プロジェクト発刊「ニュースレターvol.1(2009.3.)」に記載がある。

法面接の実情や、専門家である司法面接者に何が必要とされているかなど、非常に貴重な学びを得ることができたため、以下、詳しく報告する。

2 ケアズについて

(1) 概要

米国では、被虐待児童等の利益を最優先に考えたモデルとして、「子どもの権利擁護センター（Children's Advocacy Center）」が機能している。ケアズは、同センターの一つとして、オレゴン州ポートランドに所在する施設であり、米国内における歴史が古く、取扱件数も非常に多い。同センターの役割は、虐待を受けた（とされる）子どもたちが、速やかに、安全に効果的に1か所で必要な手続を受けられるよう、警察や医療、児童福祉機関などの多機関がチームを作り連携してアプローチを行うことであり、その一貫として子どもたちに行われる面接が、司法面接（forensic interview）である。

ケアズも、そのウェブサイト等において、自らの施設について、「児童虐待の評価及び治療を協働して行う地域に密着したセンター」と説明している。実際にケアズでは、医者、司法面接者（forensic interviewer、以下、単に「面接者」という。）、児童福祉施設職員、警察関係職員などが同じフロアで勤務しており、緊密な連携がはかられている。

ケアズにおける子どもの評価手続の大まかな流れは、①親との面接、②子どもの診察、③子どもとの面接、④親へのフィードバックとなる。このうち③が、ビデオに録画し、裁判の証拠とされることを想定している司法面接である。つまり、ケアズは、司法面接の実施そのものを目的としている機関ではなく、子どもの利益を最優先に考え、虐待を受けた（とされる）子どもに安全で最適な環境や対処方法を提供するために多機関が連携して効果的なアプローチを実践している機関であり、司法面接は、そのための一つのプロセスに過ぎないのである（この点は、後にも述べるが、私が、今回の訪問を通じて強く感じた点であった。）。

(2) 統計

ケアズでは、昨年度（2014年度）、年間1543人、1日平均6人の子どもの評価手続を行った。このうち約5割が児童福祉機関（Department of Human Services）からの照会、2割強が警察からの照会、残りは他の関連施設や保護者等である。子どもの年齢としては、4歳以下が23パーセント、5歳以上12歳以下が52パーセント、残る25パーセントが13歳以上で、男女比としては、全体の63パーセントが女子である。

3 ケアズにおける子どもの評価手続の流れ

ケアズには、10人の面接者がいる。私は、4人の面接者による6件の司法面接を観察した。また、その前後を通じて、自身も面接者であり、ケアズで面接者を指導する立場にあるスーパーバイザーが、継続的に私に指導助言を与えてくれた（以下、同人について「助言者」という。助言者は、オレゴン州内における司法面接者のトレイナー資格も有する。）。

以下、助言者に確認した内容も含め、私が実際に観察した子どもの評価手続の流れを記載する。

(1) 打合せ

その件を担当する医者及び面接者（いずれも一人ずつ）は、まず、関係する連携機関の職員（例えば警察官や児童福祉機関の職員）と打合せを行い、疑われている虐待の内容や家族関係等について簡単に確認する。このとき、面接者らは、児童福祉機関が作成したレポートや、警察が作成した資料を参照する。

(2) 保護者に対する説明（10分程度）

その後、医者及び面接者は、面接室において、保護者に対し、これから行われる評価手続について説明する。そして、定型書式に署名してもらうことで、保護者から同手続についての承認を得る。この書式は、A4版に近いレターサイズ1枚で、子どもの身体的診察には膣鏡検査も含まれること、写真及びビデオは、医学的な診断や治療目的に加え、法的な目的で必要とされる可能性があ

ること、保護者は、子どもの面接を観察することはできないが、手続終了後に口頭で概要報告を受けることなど、かなり細かく正確に記載されている。

これ以降、連携機関の職員は、面接室の隣室にある観察室に入り、ワンウェイミラーまたはモニター画面を通じて面接室の様子を観察し、ヘッドフォンにより面接室内の音声を聴取する。

(3) 保護者からメディカルヒストリーの聴取（10分程度）

保護者は、出頭前あるいは受付時に、問診票のような「CHILD MEDICAL AND FAMILY HISTORY FORM」に必要事項を記入する。この用紙はレターサイズ全6枚で、質問事項は、子の予防接種歴や病歴、家族の病歴、子の学校での状況、子の発達上の課題や問題行動、しつけの方法など多岐にわたる。

医師は、この用紙を参考にしながら、上記(2)に引き続き、医療的な事項を保護者に確認する。面接者は、質問することはないが、同席し、その内容を聴取する。この聴取を終えると、医師は退室し、診察の準備等に入る。

(4) 保護者からファミリーヒストリーの聴取（20分～30分程度）

面接者が、上述の用紙に基づきながら、保護者から、家族の状況等について聴取する。トピックとなっている虐待に関する話題にも触れるが、それが中心ということではなく、面接者は、まさに「ファミリーヒストリー」の把握を行う。

なお、この間、子どもはプレイルームのような別室で待機している。

(5) 医師による子どもの診察（20分～30分程度）

医師が、診察室において子どもを診察し、必要に応じて写真撮影を行う。ここでは、疑われている虐待内容を問わないどころか、目撃者²として出頭した子であっても、性器も含めた全身の診察が行われる。診察室の音声は、観察室のヘッドフォンで聞くことができる。面接者は、子どもが安心できるよう、基本

² 助言者は、「目撃者だから虐待を受けていないと考える理由はなく、むしろ、情緒的虐待の被害者とも言える。子どもの利益・ケアが最大の目的である以上、目撃者であっても当然に同じ手続を行う。」と述べていた。

的に子どもと一緒に診察室に入る。

(6) 子どもに対する面接（司法面接）（30分～80分程度）

面接者が面接室で、子どもと1対1で面接を行う。この場面が、ビデオに録画し、裁判の証拠とされることを想定している「司法面接」である（一連の手続上、ビデオに録画されるのは、この場面のみである。）。この「司法面接」の具体的な流れは、後記4で詳述する。

なお、上記(5)と(6)は、子どもの希望によって順番が入れ替わることもある。

(7) レコメンデーション（推奨事項、推薦状）の作成

担当の医師及び面接者は、連携機関の職員とも相談し、例えば子に継続的にカウンセリングを受診させることなど、子どもの利益という観点から必要と思われる事項を提案し、それを書面に記載する。

(8) 保護者に対するフィードバック（20分程度）

医師及び面接者が、面接室で、保護者に対し、子どもの診察結果や子どもが面接時に語った内容を口頭でフィードバックする。その上でレコメンデーションを交付し、その内容についても説明する。

(9) 連携機関職員と保護者との面談

事案によっては、最後に、警察官や児童福祉機関のケースワーカーらが、保護者と面談し、子どもや家庭に必要なサポート等（例えばカウンセリングを受けるための具体的な手続等）について説明する。

4 ケアズにおける司法面接の実際

上述の「司法面接」について、私が実際に観察した内容を基に、ケアズにおける具体的な流れを記載する。

なお、ケアズは、オレゴン州に所在する施設であり、「Oregon Interviewing Guidelines (third edition 2012)」（以下「ガイドライン³」という。）に基づく面

³ ガイドラインは、公表されている。

（http://www.doj.state.or.us/victims/pdf/oregon_interviewing_guidelines.pdf）

接等が実践されている。

(1) 前提となる状況

面接室は、8畳程度の広さで、ワンウェイミラーに向かって細長い机が設置されている。机には、二脚のいすが置かれ、面接者と子どもは、ワンウェイミラー側を向いて横並びに座る。反対側の壁沿いにソファベッドが置かれており、壁には、キルトで作られた大きめの壁飾りが掛かっている。このほか、壁に動物の絵が飾られているだけで、シンプルな室内であるが、キルトの温かみもあって穏やかな印象は受けない。机上には、画用紙や色鉛筆、ペンが置かれている。子どもは、面接開始前にもらったスナック菓子や飲み物を持ち込んで面接室に入ることができ、飲食をしながら面接を受けている子が多かった。

(2) 導入

面接者は、自己紹介し、自らの役割を子どもに伝え、ビデオ録画することや、観察室にいる人の役割等について説明する。

観察室で観察していた私についても、「日本から来た、面接のトレーニングをしている女性」といったふうに必ず紹介がされていた。また、ビデオ録画に関しては、子どもに承認を求めるわけではなく、「ビデオで録画する」と報告的に説明していた。

(3) 教示（グラウンドルールの確認）

面接者は、例えば面接者や子どもが着ている洋服の色、飼い犬の名前などをテーマとし、子どもとやり取りを行う。この過程を通じて、面接者は、子どもに対し、分からることは分からぬと言つてほしいこと、答えを知らない場合はそう言ってほしいことなど、子どもの年齢や理解力に応じた教示を行う⁴。

(4) 出来事について語る練習

面接者が子どもに、「直近の誕生日について話して」、「そこで起こったこと

⁴ 年齢や発達の程度に応じた子どもの特性、用いるべき質問等については、ガイドラインにも記載がある。

を全部話して」などと言い、いわゆるオープン質問（開かれた質問）や促しを用いて、特定の「出来事」について子どもに自発的に語ってもらう。

面接者は、ここまでやり取りを通じて、子どもとラポールを形成するとともに、子どものコミュニケーション力や発達の程度を把握する。

(5) 本題

面接者が子どもに、「どうしてあなたがここに来たのか話して」、（目撃した子の場合には）「あなたが見たことの全てを話して」などと伝え、問題となっているトピックに触れる。子どもから自発的な回答を得ることが第一で、その後に、焦点化した質問を用いてより詳細な情報を集めていくが、その際は、「今、○○と言ったけど、○○についてもっと話して」と、必ずオープン質問に戻ることを行う。

(6) 観察者（連携機関職員）と打合せ

面接者は、面接を終結する前に観察室に行き、観察者に、追加質問はないかを確認する。子どもには、その旨を告げて退室し、この打合せはごく短時間で行われる（この間も、面接室における子どもの録画は続いている。）。

(7) 終結

追加質問があれば確認し、なければクロージングとなる。子どもには、何か質問はないか、話したいことや知りたいことはないかなどを尋ね、最後に感謝を述べて面接を終える。

5 司法面接及び同面接を含む評価手続の観察を通じて感じたこと

(1) 面接者の力量について

上記4に記載した司法面接の流れは、ケアズにおける実際の流れであり、ガイドラインにも適合している。しかし、これらは、あくまで、私が観察した6件に共通する要素を抽出したものにすぎない。6件は、子どもの年齢、性別、疑われている虐待の種別、さらには被害児童か目撃児童かといった点で大きく異なる。私は、実際の観察を通じて、上記4のうち「(5) 本題」の内容こそが、

その事案の核となる重要な部分であること、そして、そこで行われているのは、書面のやり取りではなく「面接」(interview)である以上、面接者と被面接者（子ども）による相互作用のプロセスであり、面接者には、面接の目的やその場の子どもの状況を踏まえた臨機の対応、適切な質問が求められることを強く感じた。

この点については、助言者（同人は、ガイドラインの作成にも直接携わっている。）から印象的な説明を受けたので、それを引用したい。

子どもに対する質問（具体的な言葉）を、面接前にあらかじめ決めておくことはしない。それは、不可能である。どの質問も、子どもがその場で言ったことにかかっているのだから。我々面接者は、子どものリードに従うべきである。主なポイントは、司法面接は、サイエンス性を有し、それと同様かそれ以上にアート性⁵を有するということである。子どもも、面接者も、面接も、それぞれ違う。面接は、関係の上で成り立つ。

面接者は、子どもとの面接中、事実及びその詳細について情報を得ることも必要であるが、それに加え、子ども及びそのセラピー上のニーズに敏感でいること、必要に応じて子どもの不安や感情を受け止めること、多機関連携チームのニーズを慎重に検討すること、文書化されたレポートと同じようにビデオ録画によって面接を記録すること、といった複数の目的を意識し、バランスを保ちながら面接を行わなければならない。

私は、司法面接というと、厳格なプロトコルが定められており、臨機や柔軟といったことからかけ離れている印象を抱いていた。しかし、必ずしもそうではなく、一定の規定があるとしてもなお、面接者には、その場の子どもの反応を踏まえながら柔軟かつ適切に質問することが求められるのである。

秘密保持の観点から詳細を述べることはできないが、私が観察したケースの

⁵ ここでの「アート」は、「芸術」の意味ではなく、何かをするときに必要とされる能力やスキルを指すと解される。

中で、次のような具体例が見られた。

ア 父から無理に薬物を吸引させられたことが疑われていた6歳の子ども（男児）は、面接者の各種質問に対し、「ママは何て言ってたの？」「ママが話したの？」などと述べた。面接者は、「知っていることを話して」と伝えるが、子どもは、落ち着かない態度で目をキョロキョロと動かし、「ママが話したの？」「僕は言えない」と、質問にそぐわない回答を繰り返した。面接者が、面接の終盤、「あなたは怖がっているようだ。（You seemed scared.）この場では、言いたくないことは言わなくていい。何か心配事がある？」と尋ねたが、子どもは「No.」と答えた。

この場面を観察していた助言者は、面接後、「You seemed scared.」は悪い質問であると断言した。面接者が子どもの感情を判断しているが、それが正確かどうか分からぬし、子どもは被暗示性が高いので、面接者の言葉が、子どもの自身の感情や、子どもが話すことに影響を与えるかもしれないからと述べていた。

イ 父による性的虐待が疑われていた5歳の子ども（女児）のケースは、公共の場で、大人二人により、父が、自身の性器を子どもに触らせているのを目撃された事案であった。面接者は、地域でのトレイナー資格も有するベテランで、ガイドラインの手順に沿って、中立であるが温かい雰囲気で面接を進め、子どもも質問にスムーズに応じていた。面接の終盤、子どもは、父のズボンのポケットの中に入っていたキャンディを取り出していたことは話したが、それ以上の事実は得られなかった。

観察していた私は、面接は、誘導しないといった司法面接の要請に応じて適切に行われたと思ったが、ともに観察していた助言者は、「面接者は、“touch”という言葉を用いた。これは、大人であれば性的な意味が含まれることが分かるが、5歳児には分からない。“touch（触る）”と“rub（こする）”を、正確に使い分ける必要がある。“touch”は、トリッキーな単語。」

「キャンディがどのようにしてポケットから出たのかを質問したらよかつた。」、「幼い子の場合、話すことが難しいので、とても具体的に質問しなければならない。」などと振り返り、追加質問として考えられる内容を具体的に教えてくれた。助言者は、「面接中の子どもの非言語情報と、大人二人の目撃者の存在にもっと注目すべきであった。司法面接というのは、決められたマニュアルがあって、それに従って質問するというものではない。我々面接者は、面接中、真偽の見極めに努め、適切な質問を行わなければならない。」と教えてくれた。それを受けて、私は助言者に、「この件では、性的虐待が行われたと思うのか。」と尋ねたが、助言者は、即座に冷静に「それは分からぬ。」と答えた。仮説⁶を持ち、面接中にそれを検証していくことの必要性を述べつつも、仮説はあくまで仮説であって決して予断にはつながっていないということが感じられた印象的な場面であった。

ウ 母方叔父による性的虐待が疑われた9歳の子ども（女兒）は、面接者の質問に対し、被害事実を具体的に打ち明けた。その後、面接者は子どもに、そのときどう感じたかを質問した。私は、客観的事実に焦点をあてるとされる司法面接において、感情を尋ねたことに驚いたが、助言者は、「最近の実証的研究では、子どもから、虐待に対する反応、身体や認識にかかる評価的情報を引き出すために、"How did you feel?"という質問は効果的であるとされている。」と言い、関連する論文を示してくれた。

私は、このような具体例を通じて、ガイドラインはあくまで指針に過ぎず、それがたとえプロトコル（質問内容や手順を具体的に規定したもの）であっても、あらゆる状況・応答例を網羅しているわけではないこと、そして、面接者が、面接の目的を踏まえ、その目的を達成するために適切かつ柔軟に質問する

⁶ ガイドラインには、司法面接では、仮説について「確認」ではなく「検証」を行うこと、司法面接者は、面接に先立ち、選択的な仮説を考えるべきであることなどが示されている。

ことが重要であること、それはすなわち、面接者の力量によって得られる情報の量や質が異なってくることに気付かされた。だからこそ面接者には専門家としての高いスキルや能力が求められるのだということを強く実感した。

(2) ガイドラインの意義について

面接が柔軟に展開されることと、面接者が好き勝手に自己流に面接を行うことは、全く異なる。現在のガイドラインは、第3版（2012年版⁷）であるが、初版以降、当該分野における最新の研究結果を反映して改訂されている。ガイドラインは指針に過ぎないとはいえ、これに沿って面接を行うことによって、助言者が言うところの面接の「サイエンス性」が担保されると解される。

そして、そのような言語化された指針があるからこそ、いわば司法面接体験の初心者である私であっても、ルールにのっとって厳格であるべき部分と、面接者による柔軟な展開が求められる部分とを見極めることができた。また、見学したピアレビューでは、参加者である面接者たちが、検討対象となった司法面接について、ガイドライン上の言葉を用いた適切な導入や教示が行われたか、ガイドライン上の要素であるのに面接中に観察されなかった項目はどれかなど、共通の枠組みに基づく議論を行っていた。ガイドラインが、司法面接に関する議論等を進める上で共通言語の役割を果たしており、それによって、検討の効率性が高められていると思われた。

また、後記6と関連するが、ガイドラインには、面接者の専門性向上にかかる内容として、継続的にピアレビューを実施することの必要性や、初期トレーニングとしてオレゴン州で統一的に実施すべき事項等が示されている。助言者も、「ガイドライン改訂前は、面接者のトレーニングに関して、州における要件が定まっておらず、多くの面接者はほとんどトレーニングなしで実践し、ピアレビューも行わず、子どもに提供するケアの質が異なっていることが大きな問

⁷ 助言者は、「2012年版も古い。3年も前よ。既に、新たな研究が多くされている。」と言い、最近の学会で報告された内容や論文等、いくつか紹介してくれた。

題となっていた。今は違う。」と述べ、ガイドラインの意義を強調していた。

(3) 司法面接の目的について

私が観察した司法面接は、時間としては、30分から80分の間で、年齢による特徴は見られなかった。また、手元でメモを取っている面接者もいた。一般的には、司法面接中にメモを取ることの弊害や、面接時間は、子どもの集中力等に鑑みて「子どもの年齢×5分」が相当であることなどが言われている。ただし、ガイドラインに、面接時間やメモに関する規定はない。

このほかに印象的であったのは、一連の評価手続の冒頭に行う保護者に対する説明が、かなり丁寧に行われていたことである。私が観察した中で、スペイン語が母語である母親に対し、スペイン語もできる医者及び面接者が、母親が正しく理解できているかを何度も確認しながら説明している件があった。ほかのケースでも、保護者の理解や疑問点を確認しながら、非常に丁寧な説明を行っており、その過程を通じて、面接者らと保護者との間に信頼関係が形成されているように思われた。先ほどのスペイン語の件では、子どもが、母親に打ち明けていなかつた性的被害を司法面接時に語り、面接後、それを面接者が母親にフィードバックしたが、母親は涙を見せつつも比較的落ち着いた態度で聞き、子に対するカウンセリングの必要性にも理解を示していた。

また、別の件であるが、同級生による性的被害が疑われた女子学生のケースでは、司法面接後の流れが非常に印象的であった。その件は、司法面接の結果、必ずしも一方的な被害とは言いきれないことが判明したのだが、観察していた警察官は、評価手続の最後に保護者及び同学生と面談し（同学生が同席を希望した。）、今後同じ状況が生じないよう、その同級生と適切な距離を取って自分の体と心を守るべきであることやその具体的方法について、懇切丁寧に伝えていた。

司法面接というと、日本では、面接場面の設定の仕方、質問の内容や順番など、技法的側面が大きくクローズアップされているように思われる。しかし、

ケアズ、オレゴン州、そして米国の「子どもの権利擁護センター」モデルでは、司法面接は、多機関連携チームによる一連のアプローチ内に位置づけられており、司法面接だけで手続が完結することはない。もちろん、司法面接は、誘導を最小限にし、正確な情報を引き出し、法的に有効であるといった要件を満たして行われる必要はあるが、司法面接だけが適正に行われても、子どもの利益を最優先に考えたアプローチとして完璧なものとは言えない。子どもの利益を実現するには、そのアプローチ全体を有効に機能させることが重要であり、その一部である司法面接に関しても、そのような大きな目的を踏まえて適切な実践が行われていることを強く感じた。

6 面接者のトレーニングについて

(1) ケアズにおける養成段階のトレーニングについて

ケアズでは、初心者は、まず約6週間、他の面接者の面接を観察し、トレーナーから適宜の指導助言を受ける。その間は、ガイドラインについて学び、適切な文献を読み、ピアレビューにも参加する。可能であれば、法廷における面接者の証言も観察する。その後、自分で面接を始め、トレーナーからフィードバックを受ける。いくつかの面接を経験した後、ピアレビューに自身のケースを提出する。助言者は、「初心者にとって、この段階で、誤り等について指摘を受けることが非常に重要である。そうでなければ、誤った技法やアプローチを使い続けることになり、悪い習慣や実践を進展させることとなる。」と述べ、初期段階でポジティブなスキルを強化し、問題点をきちんと修正することの重要性を強調していた。

(2) スキル向上のためのトレーニング

そもそも司法面接者になるには、ガイドライン上、修士号の取得及び子ども分野での2年以上の経験（学士号の場合は4年以上の経験）が要求されている。そのため、助言者によれば、子どもの発達に関する知識は、面接者になる前の段階で十分に取得されていることが前提となっている。その上で、面接者にな

った後の初期トレーニングとして、オレゴン州では、3日半の統一的なトレーニングを実施している。内容は、司法面接のロールプレイやピアレビューの実施、最近の研究結果や知見を得るための講義等である。

また、助言者によれば、ケアズの司法面接者らは、学会や会議、シンポジウム等に積極的に参加している。そして、学んできた最新の知見や研究結果は、ピアレビュー等を通じて皆で速やかに共有し、正確な理解に努める。日常的には、スーパーバイザーである助言者が、任意に抽出した司法面接ケースについて、録画したビデオを見て面接内容を確認し、面接者にフィードバックを行うとのことであった。

(3) ピアレビュー

ピアレビューとは、専門家の仲間によって行う評価や検証のことである。ガイドラインでは、ピアレビューの実施が義務付けられ、重要性が強調されている。ピアレビューは、面接者にとって、自身の仕事を精査し、問題を解決し、研究や新たな技法について議論し、難しい事件を検討する機会となる。

私がケアズで見学したピアレビュー（約1時間）は、助言者を含む司法面接者8名が参加し、うち1名が事例提供者としてケースの概要を説明し、その後、当該司法面接の録画ビデオ（一部）を見ながら、より効果的な質問の在り方等について皆で議論し、具体的な方策を検討するものであった。

日本の家庭裁判所調査官（以下「家裁調査官」という。）が行うケース検討会に非常に似ていたが、興味深かったのは、スーパーバイザーである助言者が、開始当初に、事例提供者に対して、今日はどのようなフィードバックを求めるのかを確認した点である。それにより、他の参加者にとっても助言者にとっても、検討すべきポイントが明確に共有されていた。また、ピアレビューの一般的なグラウンドルールを示した1枚の用紙があり、ケアズでは、それが参加者間で共有されている。用紙には、ピアレビューの目的のほか、事例提供者は10分程度でケースについて要約して説明し、自身の考えやなぜこの面接を選んだの

かを説明すること、子どもの発達レベルやコミュニケーションスタイルが分かり、かつ、検討したい課題が描写されている司法面接場面（20分程度）を抽出することなど、まさにルールが示されている。このようにルールや手順が明確に共有されていることは、参加者がその場の思いつきで意見を述べるとか、問題が解決しないまま終わるといったことを防ぎ、建設的な議論を促進するのに有用と思われた。

7 まとめ

ケアズにおける体験を通じて、司法面接を行うには、非常に高度かつ柔軟なスキルが必要であること、そのために、ガイドラインが果たしている役割が大きいことが理解できた。

家裁調査官が行う調査面接も、同じケースは1件もなく、高度な専門性が求められる。だからこそ、家裁調査官にとっても、そして、チームとして連携する関係職種との間においても、言語化した情報であるガイドラインのような存在が必要と思われた。とりわけ初任者にとっては、ガイドラインが存在することで、漠然と共有されている面接技法や知識が体系化され、調査面接における共通項（指針として言語化できる部分）とそうでない部分、言い換えれば、練習等によって体得しうる部分と毎回臨機の対応が求められる部分とが明確になり、前者の習得が進んで一定のレベルに早く到達することができれば、残る部分の難しさとともにそれを学ぶ必要性についてもより具体的に意識できるようになると考えられる。私は、現在、裁判所職員総合研修所の教官として、家裁調査官の養成に携わっている。初期のトレーニングは、非常に重要である。今回学んだことを生かし、ガイドラインやピアレビューのルールも参考にして、とりわけ、いわゆる「暗黙知」を「形式知」化していくことを意識しながら、養成課程生に対するよりよい研修の企画、実行に努めていきたい。

第3 他の訪問機関

1 オレゴン州

(1) クラカマス郡レゾリューションサービス（3月23日）

調停人（メディエーター）にインタビューし、同所で実践している「子を関与させる調停」について説明を受けた。

レゾリューションサービスは、クラカマス郡が運営する調停等の実施機関である。同所では、家事調停手続において、州内でも珍しい独自の取組として、「子を関与させる調停」を実践している。これは、離婚調停手続中の当事者である父母双方が同意した場合に、調停人が子に直接面会し、そこで聴取した結果を、次の調停期日で父母に口頭でフィードバックするものである。子の監護評価手続とは全く異なり、調停人は、子から聴取した現在の生活に対する思いや希望、不安等をそのまま父母に伝え、それによって、調停中の父母が、子のニーズを踏まえた話し合いを行うことをねらっている。インタビューした調停人によれば、父母にフィードバックする内容は、子の正確な言葉や観察結果であり、そこに調停人の評価や推測は入らない。父母には、そのような面接の目的をあらかじめ理解してもらっているため、トラブルになることはない。むしろ、調停人としては子と面会することが適當と考える事案であっても、父母が、子を紛争に巻き込みたくないといった理由から子を関与させることに同意せず、子との面会が実現しないケースが大半のことであった。

(2) マルトノマ郡ファミリーコートサービス（3月27日）

調停人（メディエーター）資格も監護評価人（カストディエバリュエーター）資格も有する、同所のプログラムマネージャーにインタビューして、子の監護評価手続等について説明を受けるとともに、同人が行う実際の家事調停を見学した。

ファミリーコートサービスは、マルトノマ郡が運営する調停等の実施機関であるが、同所で扱う調停事件数は増加しており、そのため、時間やコスト面の制約から、監護評価（裁判に用いるためのレコメンデーションを作成する手続）の事件数は減少している。監護評価手続は、日本の家裁調査官が、親権及び監

護権の帰すうにかかる意見を提出するために包括的な調査を行うものと似ており、事案にもよるが、監護評価人は、子どもや親に複数回会った上で親子同席場面を1回ずつ設けて観察するなど、精緻な調査を行う。

インタビューした調停人（兼監護評価人）によれば、監護評価手続における調査結果の評価分析にあたっては、アタッチメントや子どもの発達、主たる監護者といった概念を用いる。とりわけアタッチメントの知見は重要であり、親には、アタッチメントの重要性や意義、面会交流との関係等について記された「BIRTH THROUGH THREE」（誕生から3歳まで）というパンフレットをあらかじめ渡し、その点を十分に理解してもらうようにしている。また、監護評価人には、行動科学に関する幅広い知識が必要で、さらに報告書を作成する力（writing skills）も重要となる。雇用した後に書く力を育てるのは難しいので、採用時に、その場で読ませた文章について30分間で内容を要約させるといった試験を行い、適切なアセスメントに努めているとのことであった。

なお、同所で見学した調停は、離婚した父母間において、父がペアレンティングタイム（養育時間）の変更を求める件の第1回目であった。子どもに対する母方祖父による性的虐待の有無が話題となっていたが、調停人は、虐待を受けた子が取りうる行動や心身の状況、親の言動が子に与える影響の内容や程度について、非常に専門的な内容を分かりやすい言葉で、そして誠実に、父母の不安や怒りを受け止めながら説明していた。

2 カリフォルニア州

(1) サンマテオ郡ファミリーコートサービス（3月30日）

チャイルドカストディレコメンディングカウンセラーにインタビューし、同人らが関与する調停手続等について説明を受けた。

カリフォルニア州では、子の監護権に争いがある離婚の場合、調停手続を経る必要がある。この調停に関して、州内には、当事者が調停で合意に至らなかった場合に、裁判所に単にその事実のみが報告される郡と、調停で把握した事

実等を基に調停人が書類（レコメンデーション）を作成して、これを裁判所に提出する郡とがある⁸。前者の手続は、一般に「メディエーション」と呼ばれるもので、後者の手続は、「チャイルドカストディレコメンディングカウンセリング」と呼ばれている。

サンマテオ郡における調停は、「チャイルドカストディレコメンディングカウンセリング」方式である。具体的には、まずは、合意に至ることを目指して調停手続が始まり、メディエーター（調停人）がそれを取り仕切る。そのまま合意に達すれば、メディエーターがその内容を記載した書類を作成し、それを当事者等に渡すこととなるが、合意に至らなかった場合は、チャイルドカストディレコメンディングカウンセラーが、調停内容を踏まえ、子の身上監護、法的監護及び面会交流に関するレコメンデーションを作成する。このメディエーターとチャイルドカストディレコメンディングカウンセラーは同一人物であり、同じ調停手続の中で、合意が難しいと分かった場合に、「ここからは、カウンセリング手続とする。」と当事者に説明した上で、そこで話された内容に基づいてレコメンデーションを作成する。当事者にとって、情報の取扱いの観点から不意打ちとならないよう、このような説明を行っているとのことであるが、インタビューしたカウンセラーによれば、この点は、手続として分かりづらいようで、不満を持つ当事者が多いとのことであった。

また、同人によれば、カリフォルニア州法では、一定の条件下では裁判手続において子の意見を聴取する（should）となっているが、実務的には裁判官が子に会うことはない（don't）。そこで、子の利益の実現のために、同人は、カウンセリング手続において必ず子どもと面接し、父母に望むことなどを聞き、場合によっては教師やセラピスト等にも面接して、行動科学に関する専門知識

⁸ インタビューしたカウンセラーは、同所の管理職の立場にあるスーパーバイザーでもあり、「カリフォルニア州には58の郡があるが、調停手続は、郡によって全く異なる。郡ごとのローカルルールの違いもあるが、それ以上に、財源や人的資源に大きく左右されている。」と強調して述べていた。

を生かした適切なレコメンデーションを作成することであった。

(2) アラメダ郡ファミリーコートサービス（4月2日）

チャイルドカストディレコメンディングカウンセラーに1日付き添って、家事調停を含めた同人の仕事の実際を見学するとともに、同人にインタビューし、カウンセリング手続等について説明を受けた。

同人によれば、アラメダ郡における調停も、サンマテオ郡と同じく「チャイルドカストディレコメンディングカウンセリング」方式であるが、アラメダ郡の特徴は、その手続を、予約していなくても受けられることである。通常は、当事者間で監護権及び面会交流に争いがある場合、裁判所に離婚判決を得るための申込み書類を提出した後、調停手続を予約して、ファミリーコートサービスのオフィスにおいて同手続（それがカウンセリング手続と呼ばれる。）を受ける。そして、その結果（合意した場合は合意内容を記した書面、合意しなかった場合はカウンセラー作成のレコメンデーション）を裁判所に提出する。しかし、アラメダ郡では、予約なしの即日調停手続のようなことも行われており、その場合は、裁判官が、開庁と同時にその日の事件数や当事者の出頭状況等を確認し、そのまま法廷で裁判官による手続が進められる事案と、即日で調停を行う事案とに振り分ける。そして、調停を行う事案については、裁判所に出向いているカウンセラーが、その場でメディエーターとして調停を行い、合意に達すればその内容を記した書面を、合意に達しなければレコメンデーションを即时に作成し、いずれもすぐに裁判官に提出する。

私は、この即日調停手続2件と、オフィスにおける予約された調停手続1件を見学した。即日調停手続におけるレコメンデーションには、例えば次回期日までといった短期間の効力が想定された内容が示されており（そのため、監護権については現状肯定的な意見となっていた。）、さらに、「フルレコメンデーションが相当」と記載されていた。フルレコメンデーションは、即日処理ではなくオフィスで行われるカウンセリング手続を指しており、カウンセラーによ

れば、この手続上、子どもに会うことがある。しかし、アラメダ郡では、限られた資源において事件を迅速に処理するために予約なし手続等が行われているもので、カウンセラーも、多くの事件を抱えている。そこで、子どもに直接面接する事件、さらに教師やカウンセラーなど関係者にまで調査する必要がある事件など重み付けをして選定しており、子どもに対する面接も、どのような事案であっても1回限りとのことであった。

(3) スタンフォード大学（4月1日）

同大学心理学部の教育研究機関として位置づけられているビングナーサリースクールを訪問し、同所のディレクター及びアシスタントディレクターにインタビューして、学生が行っている研究の内容や、ナーサリースクールにおける教諭の育成プロセス、教諭のスキルアップの方法等について説明を受けた。スタンフォード大学の学生が使用している子どもの発達の教科書についても、紹介を受けた。その後、実習という形で子どもたちと触れ合い、保育現場で教諭がどのように振る舞っているか、子どもたちがどのように過ごしているかなど、その実際に触ることができた。

3まとめ

- (1) 複数の機関を訪問したことにより、離婚紛争下にある子どもと面接する専門家について、その役割や子どもへのアプローチ方法が様々であること、同じ郡内であっても、調停の仕組みが異なっていることなどが分かった。ただし、いずれのインタビュー相手からも、「子の最善の利益」という言葉が、自然な形で何度も出てきていたことが印象的で、アプローチ方法等の違いは、資源等の制約を踏まえた手段の違いに過ぎないように感じられた。それぞれの機関が、大きな目的である「子の利益」を実現するために工夫している点については、今後、家裁調査官の実務の在り方を考える上で参考にしたい。
- (2) 各インタビュー相手には、専門家としてのスキルアップの方法についても質問したが、例えば定期的に継続的にピアレビューを行うこと（ピアレビューの重要

性を強調する人は多かった。), 学会等で最新の知見について学ぶこと, 研究論文を精読すること, 指導者等から報告書のチェックを受けることなど, たくさんの回答が得られ, 参考文献や資料も次々と示された。皆がすらすらと答えていたことが非常に印象的で, 高いプロフェッショナル意識を持って, 自己研さんを継続していることに刺激を受けた。今回の経験を生かして, 家裁調査官が専門性を高めるために取り組むべき事項, ピアレビューに類すると思われるケース検討会や組・定例ケース会議の在り方等についても考察を深めていきたいと感じた。

以 上